

水産分野における優良系統の保護に関する検討会

事務局資料

2022年7月22日

NTTデータ経営研究所

第1回検討会における委員の主な発言

第1回検討会における委員の主な発言

		第1回検討会での委員の主なご発言
優良系統 保護	育種の実態	● 大規模の組織でないとコストと労力を投入して長期的に取り組むのは難しい。複数の企業や団体が集まってコンソーシアムを組成して役割分担を行うようなケースもある
		● 優良系統の再現のためには、個体群の入手、遺伝情報の入手、選別、適切な表現型が再現などの様々なハードルがある
	保護の対象	● 具体的な保護の対象について検討する必要がある
	流出の パターン	● 取引の実情、不正の事例について教えてほしい
		● 農業分野のガイドラインに記載されていたようなユースケースを収集するべきではないか
	保護方策	● 不妊化や、片方の性別のみを選別して市場に出す、遠縁の系統同士を掛け合わせて複雑化する等の手段が有効
● 養殖業者の出荷形態にまで制限をかけてしまうと、事業を制限することになってしまうリスクがある		
● 養殖方法や装置などにおいて特許による保護もできるのではないか		
営業秘密	保護の対象	● 水産業に限らない一般論を踏まえた上で、養殖の現場の状況に落とし込んだ検討が必要
		● 養殖業界の大半を占める中小企業及び個人事業者を念頭に、コンソーシアムによる管理を中心に考えていく必要がある。
	侵害の立証	● 実際に侵害が発生した際に、どうすれば立証できるのかどうか、何があれば立証できるのかについて検討する必要がある

【参考】第1回検討会で委員等から頂戴した主なご意見【優良系統の保護①】

第1回検討会では、委員等から、議論の進め方について以下のご意見をいただいた。

優良系統の保護に関するご意見①

（育種の実態）

- 育種にあたっては、有体物とゲノム情報などの情報が求められるため、大規模の組織でないとコストと労力を投入して長期的に取り組むのは難しい。複数の企業や団体が集まってコンソーシアムを組成して役割分担を行うようなケースもあると想定される。
- 優良系統の再現のためには、個体群が入手できるのか、育種価などの遺伝情報が入手できるのか、適切な選別ができるのか、交配によって適切な表現型が再現できるのか、育成において適切な表現型が再現できるのか、と様々なハードルがある。
- 育種が進んでいる魚種もあれば、これから進めていくという段階の魚種もある。

（保護の対象）

- 対象は水産動物となっているが、貝類等も含むのか。当初はブリやカンパチ等に限定されるものと考えていた。
- 保護の対象を検討する際には、流出した優良系統の育種を模倣できるかどうかという観点で検討するのが良いのではないかと。特に情報が単体で流出しても模倣のリスクは低いと考えている。

（流出のパターン）

- 近年マダイの韓国への活魚出荷等が増えており、販路の拡大という観点で養殖業者にとって便益をもたらしている一方、育種された活魚が海外に出て行ってしまう。
- 再現の難易度の高さを考慮すると、純粋な第三者が不正な再現に成功するのはかなり難しいのではないかと考えており、コンソーシアムなど関係者の中で不正使用があることを想定する方が現実的である。
- 有体物の流出は、養殖業者とのやり取りや大学等による研修等のタイミングでも起こりうる。

【参考】第1回検討会で委員等から頂戴した主なご意見【優良系統の保護②】

第1回検討会では、委員等から、議論の進め方について以下のご意見をいただいた。

優良系統の保護に関するご意見②

（保護方策）

- 有体物と情報が同時に流出することを防ぐ方策を考えるべきである。
- 市場に出てからの流出に備えるのであれば不妊化や、片方の性別のみを選別して市場に出す、遠縁の系統同士を掛け合わせて複雑化する等の手段が有効である。
- 優良系統については加工して販売するなど、外部に流出させないよう工夫をしながら進めている。
- 種苗生産会社が養殖業者に種苗を売る場合、流出を避けるには販売先で適切な管理が必要だと考えられるが、小規模な生産者は管理にコストをかけるのが難しいのではないかと考えている。
- 中小企業や個人事業主等の関与の仕方を念頭に保護方策を検討する必要がある。
- コンソーシアムにおける流出のケースと保護のあり方について、組成方法等も含めて検討すべきである。
- 国内においては卵を養殖業者に販売する事業も行われているほか、種苗生産業者でも親魚を持たず仲介会社から卵を購入するという流通パターンも存在する。そのため、養殖業者の出荷形態にまで制限をかけてしまうと、事業を制限することになってしまうリスクがあると考えられる。
- 営業秘密や限定提供データの保護の話を中心に議論されているが、養殖方法や装置などにおいては特許による保護もできるのではないか。

【参考】第1回検討会で委員等から頂戴した主なご意見【営業秘密・ノウハウ管理】

第1回検討会では、委員等から、議論の進め方について以下のご意見をいただいた。

営業秘密・ノウハウ管理に関するご意見

（営業秘密・ノウハウ管理の取り組みの実態）

- （日本水産においては）知財を管理する部署はあるが、事業側の社員は優良系統の保護や知財保護の意識や高くないのが現状であり、業界全体でも同様の状況かと推察できる。知財意識の醸成は業界にとっても非常に良いことであると考えている。

（保護の対象）

- 秘匿すべきノウハウ等については、実際の生産者にヒアリングを行い、水産特有の保護すべき営業秘密の対象を整理する必要がある。

（保護方策）

- 水産業に限らない一般論を踏まえた上で、養殖の現場の状況に落とし込んだ保護の検討が必要であると。
- 実際に侵害が発生した際に、どうすれば立証できるのかどうかについて検討する必要がある。
- 不正利用等がされた場合に、それを証明するためには遺伝子情報などが必要になるかと想定されるが、それらの情報を種苗生産業者は自ら保有している必要があるのかどうか懸念される。
- 営業秘密に関しても、コンソーシアムにおける情報管理、中小企業や個人事業主における管理の在り方を実態に即して整理していく必要がある。